

申越候ト了簡ノ場爰可成、又大和心實味方エ心ヲ通シ付バ、是ニ上ユス事アラジ、兎角ノ吉事也、疾ト返事被致ヨトテ仰ケル、伊勢畏候トテ頓テ返事ヲナシタリケル、大和ナノメニ悦ビ、近日祝言相調ベシトテ、雙方祝義ヲ取カハシ、日限迄相究ル也、折々爲信公被仰出ハ、我ニ敵タエスル淺瀬石方エ娘ヲ可遣イハレナシ、一定伊勢ハゲキ心ノ奥意有トテ、伊勢ヲ押籠玉ヒケル、大和此由傳ヒ聞、於某全御敵ニ可罷成覺悟ユメ、無御坐候、御敵不仕心底ヲ可掛御目爲成トテ、大光寺方ニテ隨一ノ者ニ藤五郎左衛門ト申者ヲタバカリ寄セ、アエナク首ヲ打落シ、其首ニ一紙ノ起請文ヲ添テ、大浦エコソハ遣リケル、略○下

二枚起請

〔承久兵亂記^上〕みつすゑちかひろをめさる、事

ちかひろにうだうは、百よきにてはせさんず、殿上ぐちにめされて、いかにちかひろよしときすでにてうてきとなりたり、かまくらへつくべきか、みかたへ參べきかと、おほせくだされければ、いかでかせんじをそむきたてまつるべきよし申ければ、せいまやう○承久記をもつて申すべきよしおほせらる、二まいかきて、きみに一まいきたのに一まい參らせけり、

〔吾妻鏡 二十八〕寛喜三年九月廿七日、日中名越邊騷動、敵打入于越後守第之由有、其間武州自評定

座直令向給、○中越州聞此事、彌以歸往、即潛載誓狀云、至于子孫、對武州流抽無二忠、敢不可插凶害

云云、其狀一通遣鶴岡別當坊、一通爲備來榮之廢忘、加家文書云云、

七枚起請

〔義經記^四〕土佐房よしつねの討手に上る事

土佐申けるは、かやうに人のむじつを申候にをいては、わたくしには、申ひらきがたく候、御めん蒙り候て、起請文をかき候はんと申ければ、判官神はひれいをうけ給はずといへば、とくく起請をかけ、ゆるすべしとの御詔にて、熊野の牛王七まいにか、せ、○三判官一枚は八幡宮におさめ、一枚は熊野に納、今○三判官一枚は土佐か五たいにおさめよとて、やきてはいになしてのみ